

一宮市立中央図書館運営業務委託事業者選定実施要領

1 趣旨

本要領は一宮市立中央図書館運営業務の委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 一宮市立中央図書館運営業務
(2) 業務内容 別紙「一宮市立中央図書館運営業務委託仕様書」のとおり
(3) 選定方式 公募型プロポーザル方式
(4) 業務期間 契約締結日～2028年3月31日
ただし、2025年3月31日までは現受託者からの業務引継期間
(5) 委託上限額 730,172千円（消費税及び地方消費税含む）
なお、引継期間に係る経費等は受託者の負担とする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていないものであること。
(3) 国税又は地方税の滞納をしている者でないこと。
(4) 企画提案書の提出期限までに、令和6・7年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に記載されていること。
(5) 企画提案募集に係る公告の日から第2次審査の日までの期間に、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(6) 企画提案募集に係る公告の日から第2次審査の日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
(7) 別紙「一宮市立中央図書館運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載された業務内容を履行することが可能であること。

4 事前説明会

- (1) 開催日時：2024年9月10日（火） 午後2時30分から午後4時まで
(2) 開催場所：一宮市栄3-1-2 一宮市立中央図書館 6階多目的室1
(3) 参加人数：各事業者2名以内
(4) 申込方法：事前説明会参加申込書（様式11）を12のメールアドレスへ提出する。

- (5) 申込期限：2024年9月6日（金）午後4時まで
- (6) 注意事項：ファイル形式は、マイクロソフトWord、若しくはExcelで読める形式であること。また、電子メールの未着信等により発生したトラブルは当市において一切の責任を負わない。
説明会当日、実施要領や仕様書の配布は行わない。
- (7) 施設見学：事前説明会終了後、希望者のみ中央図書館と別館を見学する。

5 質疑・回答

- (1) 受付期間：2024年9月11日（水）午前10時から9月13日（金）午後5時まで
- (2) 質疑方法：実施要領等の内容に関する質問書（様式12）を12のメールアドレスへ提出する。電子メールについての注意事項は4（6）を参照。
- (3) 回答日時：2024年9月25日（水）
- (4) 回答方法：一宮市立図書館ウェブサイトに掲載する。

6 参加申込書・事業者に関する書類の提出

- (1) 参加申込書
 - ア 提出書類：公募型プロポーザル参加申込書（様式1） 1部
 - イ 提出方法：12へ直接持参
 - ウ 提出期限：2024年10月4日（金）午後4時必着
- (2) 事業者に関する書類
 - ア 提出書類
 - (a) 事業者の概要（様式2）
 - (b) 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
 - (c) 提案書を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報告書
 - (d) 法人の履歴事項全部証明書
 - (e) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明
 - (f) 愛知県税及び一宮市税の滞納がないことの証明（課税されている場合に限る）
 - (g) 貸借対照表及び勘定科目内訳書（過去3年間）
 - (h) 損益計算書（販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書等（原価明細が分かれるもの）添付）（過去3年間）
 - (i) 株主資本等変動計画書（過去3年間）
 - (j) キャッシュフロー計算書（過去3年間）
 - (k) 人員表
 - 各決算期末の常勤役員数、従業員数、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト等）。なお、臨時従業員数は1日8時間で1人と換算すること。
- イ 提出部数：正本1部及び副本11部
- ウ 提出方法：12へ直接持参

提出書類は様式ごとにインデックスとページ番号を付け、1部ごとにA4版フラット紙ファイルに綴じること。また、各ファイルの背表紙に「一宮市立中央図書館運営業務 事業者に関する事項」と「事業者名」を記入すること。

エ 提出期限：2024年10月4日（金）午後4時必着

オ その他：(d) (e) (f) は、提出日から3か月以内に発行のものを提出すること。

（3）企画提案書

ア 提出書類：「企画提案書1～7」（様式4～10）に、単なるアピールではなく実施可能な提案内容を記載し、「企画提案書提出届」（様式3）を添付して提出すること。企画提案書には、横書き、文字サイズ10ポイント以上で記載し、必要に応じてページを追加すること。また、先頭部など企画提案書の見やすい場所に、提案番号、様式番号、表題、項目（「〇〇〇〇〇について」）が明記されていれば、この様式によらず別の様式にて提出することも可とする。

イ 提出部数：正本1部及び副本11部

ウ 提出方法：1.2.～直接持参

提出書類は様式ごとにインデックスとページ番号を付け、1部ごとにA4版フラット紙ファイルに綴じること。また、各ファイルの背表紙に「一宮市立中央図書館運営業務企画提案書」と「事業者名」を記入すること。紙ファイルの提出後にデータで提出すること。

エ 提出期限：2024年10月11日（金）午後4時必着

（4）提案見積書及び見積内訳書

ア 提出書類：任意の様式で作成すること。ただし、提案見積金額は、本業務委託全体に要する費用の総額（消費税及び地方消費税含む）で記入すること。

イ 提出部数：各1部

ウ 提出方法：1.2.～直接持参

エ 提案見積限度額：730,172千円（消費税及び地方消費税含む）

（5）提出書類についての注意事項

ア 提出期限に遅れた場合は、以後の提出書類は受け付けない。

イ 書類の作成、提出に関する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出書類は返却せず、市で適正に保管および処分する。

エ 提出書類は、候補者選定以外の目的では使用しない。

オ 提出書類について公文書公開請求があった場合は、一宮市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

7 評価方法等

（1）評価基準：別紙「一宮市立中央図書館運営業務委託候補者の選定にかかる採点表」のとおり

- (2) 審査の実施：提案者、企画提案書及び提案見積書等について、書面審査（第1次審査）及びプレゼンテーション審査（第2次審査）を非公開で行う。プレゼンテーション審査（第2次審査）の日時及び会場は別途通知する。なお、プレゼンテーション審査（第2次審査）に参加できるのは、書面審査（第1次審査）で選定された5者以内とする。プレゼンテーションを行う順番は、原則としてくじにより決定する。
- (3) 評価方法：評価基準に基づいて、一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員が審査し採点する。
- (4) 候補者の選定：第2次審査後、最終選定会議を開き、委託者にするに最もふさわしい者（委託候補者）を1者、2番目にふさわしいものを1者選定する。
- (5) その他
次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。
- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 提案見積書の金額が6（4）の提案見積限度額を超える場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

9 契約の締結

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と一宮市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。契約の締結は、2025年1月頃を予定している。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した書面により届け出るものとする。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式13）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び提案見積書については、1者につき1提案とする。
- (3) 公募型プロポーザル参加申込書を提出した後、企画提案書及び提案見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、一宮市から指示があった場合を除く。
- (4) 公募型プロポーザル参加申込書を提出した後、一宮市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

1 1 暴力団の排除について

- (1) 候補者選定から契約締結までの間において、選定された候補者が暴力団排除合意書に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
- (2) 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (3) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告とともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

1 2 担当部署及び問い合わせ先

〒491-0858 一宮市栄 3-1-2 一宮市立中央図書館
図書館管理課庶務グループ
電話 0586-72-2343 FAX 0586-23-2136
メールアドレス library@city.ichinomiya.lg.jp